

新旧対照表

大分県いじめ防止基本方針（新）	大分県いじめ防止基本方針（旧）
<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p style="text-align: center;">（1～4略）</p> <p>5 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出しているささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることなく、個人面談や情報収集を行い積極的にいじめを認知することが必要である。</p> <p>いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査等によって、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努める。児童生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談、<u>24時間子供SOSダイヤル等の電話相談窓口の周知等</u>により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、県民総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。</p> <p>(3) いじめへの対処</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(4) 地域や家庭との連携</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(5) 関係機関との連携</p> <p>いじめ問題への対応においては、学校や学校の設置者において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げる</p>	<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p style="text-align: center;">（1～4略）</p> <p>5 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出しているささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることなく、個人面談や情報収集を行い積極的にいじめを認知することが必要である。</p> <p>いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査等によって、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努める。児童生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談、<u>24時間いじめ相談ダイヤル等の電話相談窓口の周知等</u>により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、県民総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。</p> <p>(3) いじめへの対処</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(4) 地域や家庭との連携</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(5) 関係機関との連携</p> <p>いじめ問題への対応においては、学校や学校の設置者において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げる</p>

ことが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から学校や学校置者と関係機関の担当者窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県生徒指導支援チーム」¹の積極的な活用やスクールカウンセラー等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図るほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、医療機関による取組と連携することも重要である。

脚注1：「大分県生徒指導支援チーム」は、P10を参照

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 県が実施すべき施策

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置
(略)

(2) 大分県生徒指導支援チーム等の設置

県は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、いじめ防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関と学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、県教育委員会に大分県生徒指導支援チーム等（以下「生徒指導支援チーム等」という。）を設置する。

① 生徒指導支援チーム等の構成

「生徒指導支援チーム等」とは、県教育委員会に設置された「生徒指導支援チーム」²と「学校問題解決支援チーム」³からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

② 生徒指導支援チーム等の機能、役割

ア 県の基本方針に基づく、いじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行うこと。

イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ことが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から学校や学校設置者と関係機関の担当者窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県いじめ解決支援チーム」¹の積極的な活用やスクールカウンセラー等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図るほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、医療機関による取組と連携することも重要である。

脚注1：「大分県いじめ解決支援チーム」は、P10を参照

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 県が実施すべき施策

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置
(略)

(2) 大分県いじめ解決支援チーム等の設置

県は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、いじめ防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関と学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、県教育委員会に大分県いじめ解決支援チーム等（以下「いじめ解決支援チーム等」という。）を設置する。

① いじめ解決支援チーム等の構成

「いじめ解決支援チーム等」とは、県教育委員会に設置された「いじめ解決支援チーム」²と「学校問題解決支援チーム」³からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

② いじめ解決支援チーム等の機能、役割

ア 県の基本方針に基づく、いじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行うこと。

イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。

また、私立学校におけるいじめの事案に対しては、必要に応じて、私立学校主幹部局（生活環境私学振興・青少年課）と協議のうえ、問題の解決に向けた協議を行う。

脚注2：「生徒指導支援チーム」とは、公立学校で発生するいじめをはじめとした様々な問題に対して問題解決への支援を行うため、平成28年4月1日、県教育委員会に設置したものである。

脚注3：「学校問題解決支援チーム」とは、保護者、地域住民等から公立学校へ寄せられる様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し、弁護士、医師、臨床心理士等が適切に対応するために、平成22年9月1日、県教育委員会に設置したものである。

(3) 再調査のための機関

(略)

(4) 基本的施策

いじめ防止等のための基本的施策については、県は次の観点から実施するものである。

① 財政上の措置等（法第10条関係）

(略)

② いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係）

(略)

③ 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条及び第19条第2項関係）

(略)

④ 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係）

(略)

⑤ いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係）

(略)

⑥ 広報・啓発活動（法第21条関係）

(略)

⑦ 県の基本方針の内容の点検と見直し

(略)

ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。

また、私立学校におけるいじめの事案に対しては、必要に応じて、私立学校主幹部局（生活環境私学振興・青少年課）と協議のうえ、問題の解決に向けた協議を行う。

脚注2：「いじめ解決支援チーム」とは、公立学校におけるいじめ対応機能の充実を図り、児童生徒のいじめ問題解決の支援を行うため、平成25年4月4日、県教育委員会に設置したものである。

脚注3：「学校問題解決支援チーム」とは、保護者、地域住民等から公立学校へ寄せられる様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し、弁護士、医師、臨床心理士等が適切に対応するために、平成22年9月1日、県教育委員会に設置したものである。

(3) 再調査のための機関

(略)

(4) 基本的施策

いじめ防止等のための基本的施策については、県は次の観点から実施するものである。

① 財政上の措置等（法第10条関係）

(略)

② いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係）

(略)

③ 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条及び第19条第2項関係）

(略)

④ 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係）

(略)

⑤ いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係）

(略)

⑥ 広報・啓発活動（法第21条関係）

(略)

⑦ 県の基本方針の内容の点検と見直し

(略)

⑧ 重大事態への対処

(略)

⑨ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助

- ・ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、生徒指導支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。

⑩ 私学学校主幹部局の体制

(略)

2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策

(略)

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

((1)～(4)略)

(5) 関係機関との連携

- ・ 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや県警察フレンドリーサポートセンター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。
- ・ 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・ 県教育センター教育相談部、24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果

⑧ 重大事態への対処

(略)

⑨ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助

- ・ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、いじめ解決支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。

⑩ 私学学校主幹部局の体制

(略)

2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策

(略)

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

((1)～(4)略)

(5) 関係機関との連携

- ・ 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや県警察フレンドリーサポートセンター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。
- ・ 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・ 県教育センター教育相談部、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果

的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO法人等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行う。

- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進する。
- ・ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸能等の行事等を通じて地域の方々とふれあう機会を増やす。
- ・ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

((6)～(7)略)

第3 重大事態への対処

- 1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査

(略)

- 2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

- ・ 重大事態の報告を受けた知事は、法第30条第2項の規定及び法第31条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、大分県いじめ問題調査委員会条例第2条の規定に基づき、大分県いじめ問題調査委員会に調査（以下「再調査」という。）を諮問する。
- ・ 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。

的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO法人等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行う。

- ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進する。
- ・ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸能等の行事等を通じて地域の方々とふれあう機会を増やす。
- ・ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

((6)～(7)略)

第3 重大事態への対処

- 1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）又は学校による調査

(略)

- 2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

(1) 再調査の実施

- ・ 重大事態の報告を受けた知事は、法第30条第2項の規定及び法第31条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。
- ・ 再調査を行う機関は、専門的な知識又は経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者とし、当該調査の公平性・中立性を図り、その

- ・ 再調査結果についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合は、知事及び県教育委員会は、大分県いじめ問題調査委員会の再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

私立学校の場合は、知事は、学校法人又は学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。

なお、県立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに配慮のうえ、必要な措置を講じ、知事は、その結果を議会に報告する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

(略)

附 則

この方針は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

資料 重大事態発生の対応（図）

構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

- ・ 調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。
- ・ 再調査結果についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合は、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

私立学校の場合は、知事は、学校法人又は学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。

なお、県立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに配慮のうえ、必要な措置を講じ、知事は、その結果を議会に報告する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

(略)

附 則 重大事態発生の対応（図）